

日の出ヶ丘病院・日の出ヶ丘介護医療院 面会に関する規定

1. 目的

本規定は、入院患者様の療養環境を守りつつ、患者様とご家族等の交流を適切に確保するため、面会に関する基本的なルールを定めることを目的とする。

2. 基本方針

- ・ 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。
- ・ 患者の心身の状態に配慮し、無理のない範囲で面会機会を確保する。
- ・ 面会は患者の尊厳を尊重し、安全かつ円滑に行われるよう運用する。
- ・ 面会に関する運用は、診療報酬改定および行政通知等に基づき適宜見直す。

3. 面会時間

- ・ 通常面会時間：14 時～18 時まで。短時間（目安として 30 分程度）とする。
- ・ 患者様の状態や診療上の必要に応じ、時間を短縮または調整する場合がある。
- ・ 緊急時、お看取り等による時間外面会は、医師及び師長（代理責任者）が必要と認めた場合に限り許可する。

4. 面会場所

- ・ 原則として 病室または病棟内の指定面会スペース。
- ・ 感染対策上必要な場合は、病室での面会を制限し、面会スペースのみとすることがある。

5. 面会者

- ・ キーパーソン、家族、親族、患者が希望する者。
- ・ 1 回の面会人数は 3 名まで。（交代可）
- ・ 中学生以上から面会可能とする。
- ・ 病棟に入れる面会組数は制限しない。
- ・ 医師の指示による面会や、看取り時の面会は柔軟に対応する。

6. 面会手続き

- ・ 受付にて面会簿を記入（氏名・続柄・連絡先・体温等）。
- ・ 面会証を着用して病棟へ、病棟ではスタッフの指示に従う。
- ・ 面会時は手指衛生を行い、マスクを着用する。
- ・ 発熱・咳などの症状がある場合は面会を控える。

7. 面会を制限する場合（正当な理由）

以下の理由がある場合、面会を制限または禁止する。

（1）感染対策上の理由

- 院内感染症（インフルエンザ、ノロ、COVID-19 等）の発生
- 患者の免疫低下により感染リスクが高い場合
- 行政機関からの指導がある場合

（2）診療上の理由

- 医師が面会制限を必要と判断した場合
- 処置・検査・リハビリ等の妨げとなる場合

（3）患者・家族の希望

- 患者本人が面会を望まない場合
- 家族が面会制限を希望する場合

※制限する場合は、理由を説明し、可能な範囲で代替手段（オンライン面会等）を提供する。

8. 面会時の注意事項

- 飲食物の持ち込みは、原則禁止とする。
- 病室内での大声や、長時間の滞在は控える。
- 他患者のプライバシーに配慮する。
- ペットの同伴は禁止する。

10. 規定の周知

- 本規定は院内掲示、病院ホームページ等にて周知する。
- 年1回以上、または必要に応じて見直しを行う。

11. 相談窓口

面会に関する相談・苦情の窓口は、医療福祉相談室とする。対応については院内感染防止委員会と協議し適切に対応する。

令和8年10月1日